

乳幼児医療費助成制度のさらなる拡充のために

1. 府の医療制度改悪の状況

- ・高齢者、重度障害者、母子、乳幼児医療の改悪(11月実施)
- ①制度でみると

高齢者医療

対象者

- ①市民税非課税世帯
- ②障害者、母子医療
- ③特定疾患、結核予防法、精神障害者など



- ①市町村非課税世帯を対象外
- ②障害者医療対象者は所得
1,000万円を 462万1千円

現在医療費免除となっている方

- ①障害者、母子医療の対象者
- ②特定疾患、結核予防法、精神保健及び精神障害者福祉に関する医療を受けている者



- 障害者医療対象者は所得
1,000万円を 462万1千円
- 1医療機関あたり
入通院各 500円／月 2日限度

障害者医療

- ①障害1、2級手帳所持者
 - ②重度の知的障害者(児)
 - ③中度の知的障害で身体障害者手帳所持者
- *本人所得 1,000万円以下



- 所得 1,000万円を 462万1千円
- 1医療機関あたり
入通院各 500円／月 2日限度

母子医療

- ・15歳に達した年度末日までの子と母の入通院
- ・18歳に達した年度末日までの子の入院



- 18歳に達した年度末日までの子と母の入通院、同様の子と父。
- 1医療機関あたり
入通院各 500円／日月 2日限度

乳幼児医療

- ・6歳未満の就学前児童の入院
 - ・2歳未満児の通院
- * 所得制限あり
児童手当特例給付準用



- ・通院を 3歳未満に拡充
- 1医療機関あたり
入通院各 500円／日月 2日限度